

報道関係者 各位

平成31年 2月22日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 柳澤 恭仁

(直通電話) 03-5403-2265

### エクソンモービル（18年度一時金等）不当労働行為再審査事件 （平成21年（不再）第24号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成31年2月21日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

#### 【命令のポイント】

##### ～18年度一時金の支給月率について専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったこと等の対応が支配介入に該当しないとした事案～

18年度一時金の支給月率について、専門職と事務・技能職とで異なる異なる回答を行ったこと等の対応について、組合の活動や運営等に影響を与えるおそれがあったとするような事実は証拠上認められないし、殊更に組合を敵視ないし否認する意図でされたものということもできないことから、支配介入には該当しない。

#### I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（「組合」）  
（岐阜県美濃市）、組合員29名（平成30年1月現在）

再審査被申立人：JXTGエネルギー株式会社（エクソンモービル有限会社承継人）  
（東京都千代田区）、従業員9,137名（平成29年4月現在）

#### II 事案の概要

- 本件は、エクソンモービル有限会社（「エクソンモービル」）が、①18年度一時金の支給月率について、専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったこと、②団体交渉で妥結していないことを理由に同年度一時金の仮払を拒否したことが不当労働行為であるとして、申立てがあった事案である。
- 初審東京都労委は、組合が不当労働行為審査手続における審査委員の審査指揮に対する不服を理由として労働組合資格審査関係書類を提出していないことから、本件救済申立ては労働委員会規則33条1項2号（労働組合が労働組合法（労組法）の規定に適合する旨の立証をしないとき）に該当するとして本件申立てを却下したところ、組合は、

これを不服として、再審査を申し立てた。

### Ⅲ 命令の概要

#### 1 主文

- (1) 初審決定を取り消し、再審査申立人の本件救済申立てを棄却する。
- (2) 再審査申立人のその余の本件再審査申立てを棄却する。

#### 2 判断の要旨

- (1) 本件救済申立ては、18年度一時金交渉が組合と妥結していることあるいは現在組合の組合員で従業員籍を有する者がいないことから救済の利益がないといえるかについて

組合は、エクソンモービルが18年度一時金の支給月率について専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったこと及び同年度一時金の仮払を拒否したことが組合に対する支配介入に当たるとして救済を申し立てているのであって、本件審査手続におけるこれまでの経緯に加え、当委員会に顕著な会社と組合との間で現在もなお続いている各種の紛争や交渉等の状況を踏まえると、今後の労使交渉により解決すべき問題がなお残っていると解する余地があり、エクソンモービルの対応による団結権の侵害の有無を審査し、これが認められるときは適切な救済命令を発する必要があると判断される。したがって、現段階において直ちに救済利益を否定するのは相当とはいえない。

- (2) エクソンモービルが、18年度一時金の支給月率について専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったことは労組法7条3号の不当労働行為に当たるかについて

18年度一時金の支給月率について、専門職と事務・技能職とで異なる異なる回答を行ったこと等のエクソンモービルの対応について、組合の活動や運営等に影響を与えるおそれがあったとするような事実は証拠上認められないし、殊更に組合を敵視ないし否認する意図でされたものということもできない。したがって、エクソンモービルの以上の対応が労組法7条3号の支配介入に該当するということとはできない。

- (3) エクソンモービルが、団体交渉で妥結していないことを理由に18年度一時金の仮払を拒否したことは労組法7条3号の不当労働行為に当たるかについて

エクソンモービルが18年度一時金の仮払に応じなかったことについて、組合の活動や運営等に影響を与えるおそれがあったとするような事実は証拠上認められないし、殊更に組合を敵視ないし否認する意図でされたものということもできない。したがって、エクソンモービルの以上の対応が労組法7条3号の支配介入に該当するということとはできない。

#### (4) 結論

組合は、労組法の規定に適合する旨の立証をしたといえるから、本件救済申立ては労働委員会規則33条1項2号の却下事由には当たらないが、18年度一時金の支給月率について専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったこと及び同年度一時金の仮払を拒否したことについて労組法7条3号の不当労働行為は成立しない。

#### 【参考】

初審救済申立日	平成18年12月25日	(東京都労委平成18年(不)第97号)
初審命令交付日	平成21年7月22日	(エクソンモービル)、同月23日(組合)
再審査申立日	平成21年7月30日	